

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

運転者の過重労働防げ

8割の事業場に労基法違反が——厚労省

ダイヤ見直し長時間労働解消——スナックフードサービス

ニュース

リスク評価情報を提供

日化協 会員限定サイト一般公開へ


アンゼンエイセイ東西南北

転倒防止へ「研修教材」開発 長野労働局

トップ主導で安全点検実施を 岡山労働局 ほか

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2228

2015

2/15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ
渡邊社会保険労務事務所

静岡会

所長 渡邊 裕文

第189回

定期健診中に採血による貧血で転倒し、頭を負傷

■ 災害のあらまし ■

正社員で製造部に配属しているAさんが、労働安全衛生法第66条（健康診断）に基づき同規則第44条（定期健康診断）の定期健診を受診中に採血を受けた。その後、胸部エックス線検査のため並んで順番待ちをしていたとき、貧血によるめまいで転倒し、アスファルトの地面に頭を打ち付けて負傷した。定期健診の採血が原因と思われる貧血であるが、治療費などは、労働者災害補償保険法（労災保険）の給付を受けることができるだろうか。なお、定期健診は所定労働時間中に工場敷地内の検診車で実施、Aさんは過去に貧血でめまいを起こしたことはなかった。

■ 判断 ■

一般健康診断は、行政通達において業務遂行との関連性で行われるものではないとされているため、事業主の支配・管理下にはあるものの、業務に従事していないケースに当たり業務外とされた。

■ 解説 ■

労災保険は、その第1条（目的）で「労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して…必要な保険給付を行い、…」と規定している。上記の負傷が「業務上の事由による負傷」と認定されるためには、次の2つの基準を満たしていなければならない。

(1) 業務遂行性（労働者が労働契約に基づいて使用者の支配下にある状態）があるか否か。

(2) 業務起因性（労働者が労働契約に基づいて使用者の支配下にあることに伴う

危険が現実化したものと経験則上認められること)があるか否か。

したがって、「業務遂行性」がなければ「業務起因性」も認められないことになる。しかし、「業務遂行性」が認められたとしても、直ちに「業務起因性」が認められるわけではない。

もう少し具体的にいうと、「業務上の事由による負傷」であるかどうかは、次の3つの類型に分類される。

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合(所定労働時間内や残業時間中に事業場の施設内で業務に従事している場合)は、私的行為や業務を逸脱する恣意的行為、または故意に災害を発生させたなど特段の事情がない限り、業務災害と認定される。

(2) 事業主の支配・管理下にあるが、業務に従事していない場合(昼休みや所定労働時間の前後に事業場の施設内で業務に従事していない場合)は、トイレなどの生理的行為や事業場の設備・施設や管理状況などが原因でない限り、業務災害として認定されない。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合(出張などで外出し、事業場の施設外で業務に従事している場合)は、積極的な私的行為など特段の事情がない限り、業務災害と認定される。

今回の「定期健診の採血が原因と思われる貧血で発生した災害」は、行政通達(昭和47年9月18日基発602号)の「健康診断の受診に要した時間についての賃金の支払いについては、労働者一般に対して行われる、いわゆる一般健康診断は、一般的な健康の確保を図ることを目的として事業主にその実施義務を課したものであり、業



務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきもの」に従えば、上記3つの類型の(2)に該当するものと思われる。このため、所定労働時間中で工場の敷地内における負傷であっても、「業務上の事由による負傷」と認定されないものと思われる。

なお、基災収第86号(昭和41年10月3日)の通達に次の事例がある。

【事実】T病院の看護婦Hさんは、診察室において患者の検査を介添中、突然、脳貧血様症状を起こして後方に転倒し、約80センチメートル後方に置いてあった鉄製の手術台で後頭部を打ち負傷した。

【判断】負傷事故の間接的原因である脳貧血様症状は私病であるが、業務遂行中、その作業環境・条件により特に業務に危険が伴うものであるとはいえない場合であっても、その負傷事故に事業場の施設が介在している以上、業務上の災害であると認められた。

この事例から、仮にAさんの負傷に施設が介在した(機械などにぶつけた)場合は、業務上と判断される可能性も考えられる。